

再エネ海域利用法に基づく 公募占用指針について

2025年3月
資源エネルギー庁

本日の御議論の背景（1）

- 昨年11月、**洋上風力促進WG・洋上風力促進小委員会合同会議**において、世界的にサプライチェーンの逼迫やインフレ等の事業環境変化が起きている中で、大規模な**洋上風力発電への電源投資が確実に完遂**されるようにするため、**国民負担に中立的な形で、事業実施の確実性を高めるための規律強化・環境整備**について、**再エネ海域利用法の制度見直しの方向が取りまとめられた**。
- これを受け、今年度の本委員会では、再エネ海域利用法の規定に基づき公募占用指針に記載する際に**本委員会への意見聴取事項**となる、**保証金に関する事項**や、**基準価格・調達価格に関する事項（価格調整スキーム）**について御議論いただき、本年2月には、「令和7年度以降の調達価格等に関する意見」において、**本委員会としても、大規模な洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について、措置事項を取りまとめた**ところ。

第30回洋上WG合同会議（2024/11/21）資料1より抜粋

- 洋上風力発電は、安価なエネルギー供給に資する電源として、我が国の電力供給の一定割合を占めることが見込まれ、急速に案件形成が進展する世界各国と同様、我が国においても、**再エネ主力電源化に向けた「切り札」**である。引き続き、**こうした位置付けに変わりはなく、再エネ海域利用法等により積極的に導入を推進**していく。
- 他方で、洋上風力発電への電源投資は、**大規模かつ総事業期間が長期間にわたることから、収入・費用の変動リスクに対応できる事業組成を促進**することが、**投資の確実性を高めていく上で重要**である。実際、世界的にも、**サプライチェーンの逼迫やインフレによる費用増大**などによる収入・費用の変動を原因として、**事業の中断や撤退も発生**しており、それに対して所要の措置が講じられている。
- 今般の制度検討に当たっては、こうした世界的な情勢変化の中で、**我が国における再エネ主力電源化の実現を確実なものとしていく観点から、引き続きコスト低減・迅速性を重視しつつ、収入・費用の変動といった環境変化に対して強靱な事業組成を促し、洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させることを主軸**とする。
- 具体的には、**国民負担に中立的な形で、事業実施の確実性を高めるための規律強化・環境整備を進める**。

【本WGでの論点】

I. 迅速性とスケジュールの確実性の両立をより確かなものにしていくための制度のあり方

- ① 迅速性と確実な事業実施の両立に向けた運転開始時期の設定 《公募評価関係》
- ② 確実な事業実施に資するリスクナリオへの対策の重点評価 《公募評価関係》
- ③ **撤退や遅延を抑止する保証金制度の見直し** 《事業者選定後関係》
- ④ ゼロプレミアム水準に対する考え方 《公募評価関係》

II. 収入・費用の変動等に伴うリスク分担のあり方

- 電源投資を確実に完遂させるための価格調整スキームの導入 《事業者選定後関係》

III. 事業計画の柔軟性に関する考え方

- 主要製品に係る計画変更要件の整理 《事業者選定後関係》

IV. 価格評価点のあり方

- 強靱な事業組成と事業者間の競争を両立させるための価格評価のあり方 《公募評価関係》

V. センtral方式によるサイト調査の基本化について

- 事業を確実に完遂させるためのサイト調査のあり方 《事業者選定前関係》

本日の御議論の背景（2）

- 電源投資を確実に完遂させるための価格調整スキームでは、過大な国民負担の抑制という観点から、物価変動率の上限を設定し、上限以上の物価変動が生じた場合に、基準価格に連動させるのは、当該上限の割合までとしている。
- その上で、本委員会での議論を踏まえ、物価変動率の上限については、一律に40%を適用するのではなく、他電源のコスト水準も勘案しながら、公募の度に、本委員会において、上限価格と併せて、価格調整の上限の水準について審議することとし、価格調整の上限を40%に設定すると過度な国民負担が生じると判断された場合には、40%未満の水準を採用し、公募占用指針に明記することとした。

価格調整スキームの取扱い（案）について④

第99回調達価格等算定委員会
(2024年11月26日) 事務局資料より抜粋

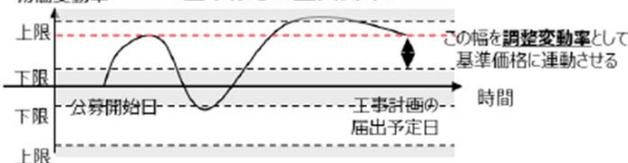
25

<c. 物価変動率の上下限と、IRRの設定>

- 価格調整スキームは、民間事業者のみでは取り切れない物価変動リスクを、制度側で、国民負担には中立的な形で引き受けるという点が原則であり、過大な国民負担の抑制という観点からは、関係審議会における議論に基づき、下記の点を踏まえて措置する必要があるのではないか。
 - 物価変動率の上限を設定し、上限以上の物価変動が生じた場合も、基準価格に連動させるのは当該上限の割合までとすること。
 - 民間事業者による適切なリスク評価・リスク分担、契約や調達などにおける再エネ発電事業者自身の創意工夫を促す観点から、民間事業者のみで対応可能な物価変動リスクとして物価変動率の下限を設定すること。
 - 物価変動率が、設定した上限から下限の間である場合、基準価格に連動させる調整変動率は、変動前物価指数と変動後物価指数の比により算出した物価変動率から、下限の割合を減じた割合とすること。
 - 物価変動リスクを制度側で引き受ける価格調整スキームの導入により、事業者が必要なリスクプレミアムが低下ことから、IRRの設定を見直すこと。

第29回洋上風力促進WG・洋上風力促進小委員会（2024年11月12日）事務局資料より下図を抜粋・一部修正（青字）

物価変動率 <上下限と調整変動率>



<基準価格に乘じる物価変動条項>

物価変動条項 = CAPEX比率 × 調整変動率

$$= \frac{7}{10} \times \left[\min \left(\text{上限}, \frac{\text{変動後物価指数}}{\text{変動前物価指数}} \right) - \text{下限} \right]$$

■ 上限については、

(略)

- この物価変動率については、ウクライナ危機による世界的な物価上昇や急激な円安に伴う影響も含まれていることから、十分な物価変動リスクを織り込んだ水準と評価できるため、物価変動率の上限は、**当該水準（40%）を基本とすることとした。**
- ただし、①物価変動後の国民負担の程度は、当初の供給価格に所定のルールに従って物価変動率を乗じて得られる価格（物価変動考慮後価格）次第であるため、国民負担を抑制する観点では、上限の水準に加えて、**当初の供給価格の絶対値が重要である。**その際、本来は、②物価変動考慮後価格について、当該物価変動後に見込まれる**他電源のコスト水準との比較の観点も勘案する必要があり**。また、③価格調整スキームを導入している他国においては、**40%より相当低い水準で上限を設定している例も確認されている。**
- 第99回の本委員会（2024年11月26日）では、価格調整スキームにおいて考慮する物価変動率の上限について、全ての公募対象事業に対して、上限価格の水準にかかわらず、一律に上限40%を適用することに対し、上記観点を踏まえ、**全委員より、調整前の価格が高い場合、過大な国民負担が生じるおそれがあるため、40%という割合だけでなく、調整後の価格の適正水準を検討すべきであり、絶対値を踏まえた設定が必要である**との指摘があった。
- また、著しい物価変動が生じた場合には、国民負担をもととした支援及び事業実施の要否を再検討する必要があり、案件ごとに支援方法の適切性を慎重に判断すべき、との指摘があった。
- 以上を踏まえて、価格調整スキームにおいて考慮する物価変動率の上限については、他電源のコスト水準も勘案しながら、公募の度に、本委員会において、**上限価格と併せて、価格調整の上限の水準について審議することとし、価格調整の上限を40%に設定すると過度な国民負担が生じると判断された場合には、40%未満の水準を採用し、公募占用指針に明記することとした。**

本日の御議論の背景（3）

- **第1～3ラウンドの事業者**についても、**保証金制度の見直し（第二次保証金：5,000円⇒10,000円、第三次保証金：13,000円⇒24,000円）を含む制度見直しを受け入れる事業者**に対しては、**当該措置適用後の将来の物価変動のみを基準価格/調達価格に反映することとしたところ。**
 - 本日の委員会においては、本年2月に取りまとめた本委員会の意見に基づき、第1～3ラウンドへの価格調整スキームの適用について**価格調整の上限を40%に設定した場合の国民負担の観点**について御議論いただき、**40%未満の水準を採用することの要否**について御意見を頂くこととしたい。
- (※) なお、**第1ラウンドの長崎県五島市沖は、既に洋上工事が開始されている**。また、価格調整スキームにおいて、変動後物価指数は、公募占用計画に記載された洋上工事に係る工事計画の届出予定日の属する月の直前の1年間の物価水準を参照することとしている。このため、**当該海域においては本スキームに基づく価格調整が観念し得ないため、本日の御議論の対象外**となる。

（参考）今般の措置の適用範囲について

第30回洋上風力促進WG・洋上風力促進小委員会（2024年11月21日）
事務局資料より抜粋（脚注を追記（青字））

22

1. 第4ラウンド以降の事業者

- 今般の制度見直しについては、事業規律の強化※1やIRRの引下げが含まれるが、洋上風力発電を確実に完遂させる観点から、**選択的な措置の適用は認めず、第4ラウンド以降の応札・落札事業者に一律に適用**する。

※1 保証金は、第1～3ラウンドの公募占用指針において規定した保証金水準の約2倍とし、遅延期間に応じて段階的に没収。

2. 第1～3ラウンドの選定事業者※2（第3ラウンドは事業者選定中）

- 第1～3ラウンドの選定事業者について、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させることの重要性に変わりはない一方で、事業規律の強化やIRRの引下げを含む今般の措置を**一律に適用することは、事業の予見可能性を損なうことから困難と考えられる。**

- **ただし、事業の撤退・遅延の抑止、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させる観点から、保証金制度の見直しを含む今般の制度見直し※3を受け入れる事業者に対しては、当該見直し後の措置を適用※4する。**

その際、公募の公平性や国民負担への中立性を確保する観点から、**価格調整スキーム**については、当該措置適用後の**将来の物価変動のみを基準価格/調達価格に反映**する。

※2 第1ラウンドには事業の遅延に伴う保証金の没収規定が無い

※3 事業者選定後のもの（保証金制度の見直し、価格調整スキーム）に限る

※4 適用を受け入れる選定事業者に対しては、当該事業者が選定されたラウンドの公募占用指針の変更（保証金制度の見直し、価格調整スキーム）を行い、その後、変更された指針に基づく計画変更申請を行う必要がある。その際、当該変更申請が妥当であるかの判断については、学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取することとする

※ **第1～3ラウンド公募の選定事業者に適用する場合の変動前物価指数の算出に当たっては、計画変更申請日の属する月の直前の1年間における物価水準を参照。**

第1～3ラウンドの価格調整の上限について（案）

- 第1～3ラウンドの事業者（長崎県五島市沖以外）については、仮に資本費部分（全体の7割）に40%の価格調整があったとしても、当時の供給価格上限額には達しない。
- したがって、第1～3ラウンドの事業者（長崎県五島市沖以外）に対する価格調整の上限は、原則どおり、40%を適用することを、本委員会として確認することとしてはどうか。

(参考) 再エネ海域利用法に基づく公募の評価結果①

調達価格等算定委員会（第82回）
（2022年12月26日）資料2より抜粋（一部加工）

- **秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖並びに千葉県銚子市沖**について、**再エネ海域利用法**に基づき、**2020年7月に促進区域に指定し、2020年11月～2021年5月に公募を実施**。当該公募で提出された公募占用計画について、学識者・専門家により構成される**第三者委員会の意見と秋田県知事・千葉県知事の意見**を参考にしつつ、**評価を行い、事業者を選定（2021年12月24日公表）**。選定結果の詳細は以下の表のとおり。
- 選定事業者の供給価格（FIT制度適用のため調達価格）は13.26円/kWh、11.99円/kWh、16.49円/kWh。

事業者名	評価点		選定事業者
	価格点（120点満点） 選定事業者のみ供給価格公表	【参考】合計点（240点満点）	
(1) 秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖の評価結果			
秋田能代・三種・男鹿オフショアウインド	120 (13.26円/kWh)	208	○
公募参加事業者 1	87.52	160.52	
公募参加事業者 2	93.77	157.77	
公募参加事業者 3	71.35	149.35	
公募参加事業者 4	59.04	127.04	
(2) 秋田県由利本荘市沖の評価結果			
秋田由利本荘オフショアウインド	120 (11.99円/kWh)	202	○
公募参加事業者 5	83.65	156.65	
公募参加事業者 6	58.73	149.73	
公募参加事業者 7	78.20	144.20	
公募参加事業者 8	62.58	140.58	
(3) 千葉銚子市沖の評価結果			
千葉銚子オフショアウインド	120 (16.49円/kWh)	211	○
公募参加事業者 9	87.60	185.6	

※なお、価格点については、公募占用指針に基づき右記の計算式により算出（計算式：価格点 = 120点 × （最も低い供給価格/当該事業者の供給価格））

(参考) 再エネ海域利用法に基づく公募の評価結果②

調達価格等算定委員会(第92回)
(2024年1月26日)資料1より抜粋

- **秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖、新潟県村上市及び胎内市沖、長崎県西海市江島沖**について、**再エネ海域利用法**に基づき、**2022年9月に促進区域に指定し、2022年12月～2023年6月に公募を実施**。当該公募で提出された公募占用計画について、それぞれの区域ごとに学識経験者及び専門家から構成される第三者委員会を設置し、秋田県知事、新潟県知事、長崎県知事の意見も参考にしつつ**評価を行い、事業者を選定(2023年12月13日公表)**。選定結果の詳細は以下の表のとおり。
- 選定事業者の供給価格(FIP制度適用のため基準価格)は3円/kWh、3円/kWh、22.18円/kWh。なお、FIP制度適用に伴い、本公募では3円/kWhをゼロプレミアム水準とし、同水準以下の供給価格は一律120点の価格点。

事業者名	評価点		選定事業者
	価格点(120点満点) 選定事業者のみ供給価格公表	【参考】合計点(240点満点)	
(1) 秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖の評価結果			
男鹿・潟上・秋田 Offshore Green Energyコンソーシアム	120 (3円/kWh)	240	○
公募参加事業者1	120	205.53	
公募参加事業者2	120	188.08	
(2) 新潟県村上市及び胎内市沖の評価結果			
村上胎内洋上風力コンソーシアム	120 (3円/kWh)	240	○
公募参加事業者1	120	222.86	
公募参加事業者2	120	211.43	
公募参加事業者3	19.2	66.34	
(3) 長崎県西海市江島沖の評価結果			
みらいえのしまコンソーシアム	120 (22.18円/kWh)	221.25	○
公募参加事業者1	91.78	211.78	

※なお、価格点については、公募占用指針に基づき右記の計算式により算出(計算式: 価格点 = 120点 × (最も低い供給価格/当該事業者の供給価格))

(参考) 再エネ海域利用法に基づく公募の評価結果③

- **青森県沖日本海（南側）、山形県遊佐町沖**について、**再エネ海域利用法**に基づき、**2023年10月に促進区域に指定し、2024年1月～2024年7月に公募を実施**。当該公募で提出された公募占用計画について、それぞれの区域ごとに学識経験者及び専門家から構成される第三者委員会を設置し、青森県知事、山形県知事の意見も参考にしつつ**評価を行い、事業者を選定（2024年12月24日公表）**。選定結果の詳細は以下の表のとおり。
- 選定事業者の供給価格（FIP制度適用のため基準価格）は3円/kWh、3円/kWh。なお、FIP制度適用に伴い、本公募では3円/kWhをゼロプレミアム水準とし、同水準以下の供給価格は一律120点の価格点。

事業者名	評価点		選定事業者
	価格点（120点満点） 選定事業者のみ供給価格公表	【参考】合計点（240点満点）	
(1) 青森県沖日本海（南側）の評価結果			
つがるオフショアエナジー共同体	120 (3円/kWh)	240	○
公募参加事業者 1	120	202.71	
公募参加事業者 2	120	185.08	
(2) 山形県遊佐町沖の評価結果			
山形遊佐洋上風力合同会社	120 (3円/kWh)	240	○
公募参加事業者 3	120	219.88	
公募参加事業者 4	120	194.01	
公募参加事業者 5	120	191.86	

※なお、価格点については、公募占用指針に基づき右記の計算式により算出（計算式：価格点 = 120点 × (最も低い供給価格/当該事業者の供給価格)）